

○環境省告示第五十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第四条の二第二号口の規定に基づき、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九十四号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

平成二十九年六月九日

環境大臣 山本 公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改正後	改正前
<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第四条の二第二号ロの規定による令第一条第一号の二又は第一号の三に掲げる廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準（昭和五十二年三月環境庁告示第五号）第二条に定める基準に適合する方法により硫化し、及び固型化する方法とする。</p> <p>二〇十四（略）</p>	<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第四条の二第二号ロの規定による令第一条第一号の二又は第一号の三に掲げる廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、精製設備を用いて精製した上で、硫化設備を用いて十分な量の粉末状の硫黄と化学反応させるとともに、化学反応により生成する硫化水銀について、固型化設備を用いて十分な量の結合剤を加えることにより固型化する方法とする。</p> <p>二〇十四（略）</p>